平成２３年（フ）第８号
京都市伏見区向島津田町135番地１　コーポ高矢105号
債務者　清水美智子（債務発生時の姓上西）
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
京都市北区紫竹西野山東町42番地　清風荘２号
債務者　久保　　亘
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
京都市左京区下鴨泉川町58番地26、前住所京都市左京区下鴨蓼倉町71番地６
債務者　小坂　典子
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
奈良県天理市佐保庄町412番地６
債務者　門田　幸雄
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
奈良県天理市佐保庄町412番地６
債務者　門田　未来（旧姓樋口）
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
香川県高松市高松町3007番地８フォブール浅田201号室
債務者　種田　利夫
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２７号
福岡県久留米市梅満町1047　竹荘２Ｆ－３号
債務者　中島正一郎
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７３１号
鹿児島県鹿児島市喜入町5976番地８
債務者　中原　勇志
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５号
福島県いわき市平下平窪字屋越50番地の８メゾンＨＩＲＯ・１－Ｄ、前住所長野県飯田市北方2414番地１　エスポワール清水Ⅲ101号
債務者　三瓶　功一
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２６号
福島県いわき市平下平窪字屋越50番地の８メゾンＨＩＲＯ・１－Ｄ、前住所長野県飯田市北方2414番地１　エスポワール清水Ⅲ101号
債務者　三瓶　祥江（旧姓添田）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３４号
福島県いわき市内郷綴町金谷11番地の３　第２マードレ106、前住所福島県いわき市内郷宮町金坂228番地の５　高野アパート
債務者　松本　和央
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３号
福岡県大牟田市平原町270番地５
債務者　高見　友紀
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４号
福岡県大牟田市大字歴木85番地１　高泉県営住宅800棟34号
債務者　石本　玲子（旧姓岡村）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４９号
沖縄県浦添市宮城５丁目６番９号
債務者　豊見山尚子
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1752番地の８
債務者　宜保　千明
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５５号
沖縄県島尻郡南大東村字在所119番地
債務者　仲宗根徳一
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７７５号
千葉県松戸市横須賀１丁目７番地の８
債務者　齋藤　滝江
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部